

写

18消安第2323号  
平成18年5月29日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第49号）の施行に伴い、飼料の有害物質の指導基準を別紙のとおり改正したので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底をお願いします。

(別 添)

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号畜産局長通達) 新旧対照表

改正後				改正前			
別 紙				別 紙			
単位 : ppm				単位 : ppm			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
				農薬	ヘプタクロル(ヘプタクロル・エポキシサイドを含む)	配合飼料、乾牧草等	0.02
					ディルドリン(アルドリンを含む)	配合飼料、乾牧草等	0.02
					総DDT	配合飼料、乾牧草等	0.5
					BHC	配合飼料、乾牧草等	0.05
					マラチオン	配合飼料、乾牧草等	5.0
					パラチオン	配合飼料、乾牧草等	0.5
					フェントロチオン	配合飼料、乾牧草等	5.0
					エンドリン	配合飼料、乾牧草等	0.01
					ダイアジノン	配合飼料、乾牧草等	5.0
					ピリミホスメチル	配合飼料、乾牧草等	4.0
					ピペロニルブトキシド	配合飼料、乾牧草等	8.0
					EDB	配合飼料、乾牧草等	0.1
					カルバリル	配合飼料、乾牧草等	5.0
					クロルピリホスメチル	配合飼料、乾牧草等	3.0
					ジクロルボス	配合飼料、乾牧草等	2.0
					チアベンダゾール	配合飼料、乾牧草等	5.0
					フェンチオン	配合飼料、乾牧草等	1.0
					フェントエート	配合飼料、乾牧草等	1.0
					フェノプロカルブ	配合飼料、乾牧草等	1.0
					イソプロカルブ	配合飼料、乾牧草等	0.5
					クロルプロファミ	配合飼料、乾牧草等	0.2
					EPN	配合飼料、乾牧草等	0.5
					ホサロン	配合飼料、乾牧草等	5.0
					アラクロール	配合飼料、乾牧草等	5.0
					アレスリン	配合飼料、乾牧草等	1.0
					フェンバレレート	配合飼料、乾牧草等	5.0
					ベノミル	配合飼料、乾牧草等	20.0
					ペルメトリン	配合飼料、乾牧草等	10.0

重金属等	鉛	配合飼料、乾牧草等	3.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7.5
	カドミウム	配合飼料、乾牧草等	1.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	2.5
	水銀	配合飼料、乾牧草等	0.4
	魚粉、肉粉、肉骨粉	1.0	
	ひ素	配合飼料、乾牧草等	2.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7.0
かび毒	アフラトキシンB <sub>1</sub>	配合飼料（牛用（ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く）、豚用（ほ乳期子豚用を除く）、鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く）、うずら用）	0.02
		配合飼料（ほ乳期子牛用、乳用牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、ブロイラー前期用）	0.01

注： 1. 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。  
 2. 「乾牧草等」は、乾牧草、ヘイキューブ、稲わら、綿実及びビートパルプを指す。  
 3. 「肉骨粉」には、家禽処理副産物を含む。

	アセフェート	配合飼料、乾牧草等	5.0
	エジフェンホス	配合飼料、乾牧草等	50.0
	エチオン	配合飼料、乾牧草等	10.0
	エトリムホス	配合飼料、乾牧草等	5.0
	クロルピリホス	配合飼料、乾牧草等	0.5
	クロルフェンビンホス	配合飼料、乾牧草等	5.0
	クロルベンジレート	配合飼料、乾牧草等	1.0
	2, 4-D	配合飼料、乾牧草等	0.5
	イソフェンホス	配合飼料、乾牧草等	1.0
	テルブホス	配合飼料、乾牧草等	5.0
	ホスメット	配合飼料、乾牧草等	20.0
	メチダチオン	配合飼料、乾牧草等	20.0
重金属等	鉛	配合飼料、乾牧草等	3.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7.5
	カドミウム	配合飼料、乾牧草等	1.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	2.5
	水銀	配合飼料、乾牧草等	0.4
	魚粉、肉粉、肉骨粉	1.0	
	ひ素	配合飼料、乾牧草等	2.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7.0
かび毒	アフラトキシンB <sub>1</sub>	配合飼料（牛用（ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く）、豚用（ほ乳期子豚用を除く）、鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く）、うずら用）	0.02
		配合飼料（ほ乳期子牛用、乳用牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、ブロイラー前期用）	0.01

注： 1. 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。  
 2. 「乾牧草等」は、乾牧草、ヘイキューブ、稲わら、綿実及びビートパルプを指す。  
 3. 「肉骨粉」には、家禽処理副産物を含む。